資料５

事業系一般廃棄物
施設搬入について



環境局施設部
処理計画課

説明項目

- 計量について
- 年末年始の受入れについて
- 事業系一般廃棄物の受入基準等について
- 搬入不適物について
- 内容審査について
- 紙ごみの搬入抑制について
- 洗車について
- 搬入申請（年度更新）について

計量について

・浮島・橘・王禅寺の全処理センターにおいて、搬入時・搬入後の２度計量を実施していますので、２回目の計量を忘れずにお願いします。

・計量に使用するＩＣカードは紛失・変形しないよう適正に保管してください。

・車両の追加・変更、廃車等の際は速やかに申請（電子申請可）し、使用しなくなったＩＣカードについては、各処理センターへ忘れずに返却してください。

浮島処理センター

２度回り（１か所で２回計量）

搬入時 ——→
搬入後 - - - →
※　右側の計量機へ



古紙置場

計量機
右側

搬入

エコ暮らし
みらい館

粗大ごみ処理棟

特殊
焼却
処理棟

ごみ焼却処理棟

洗車棟

車路

危険物庫

トラックスケール

煙突

駐車場

入口

出入口

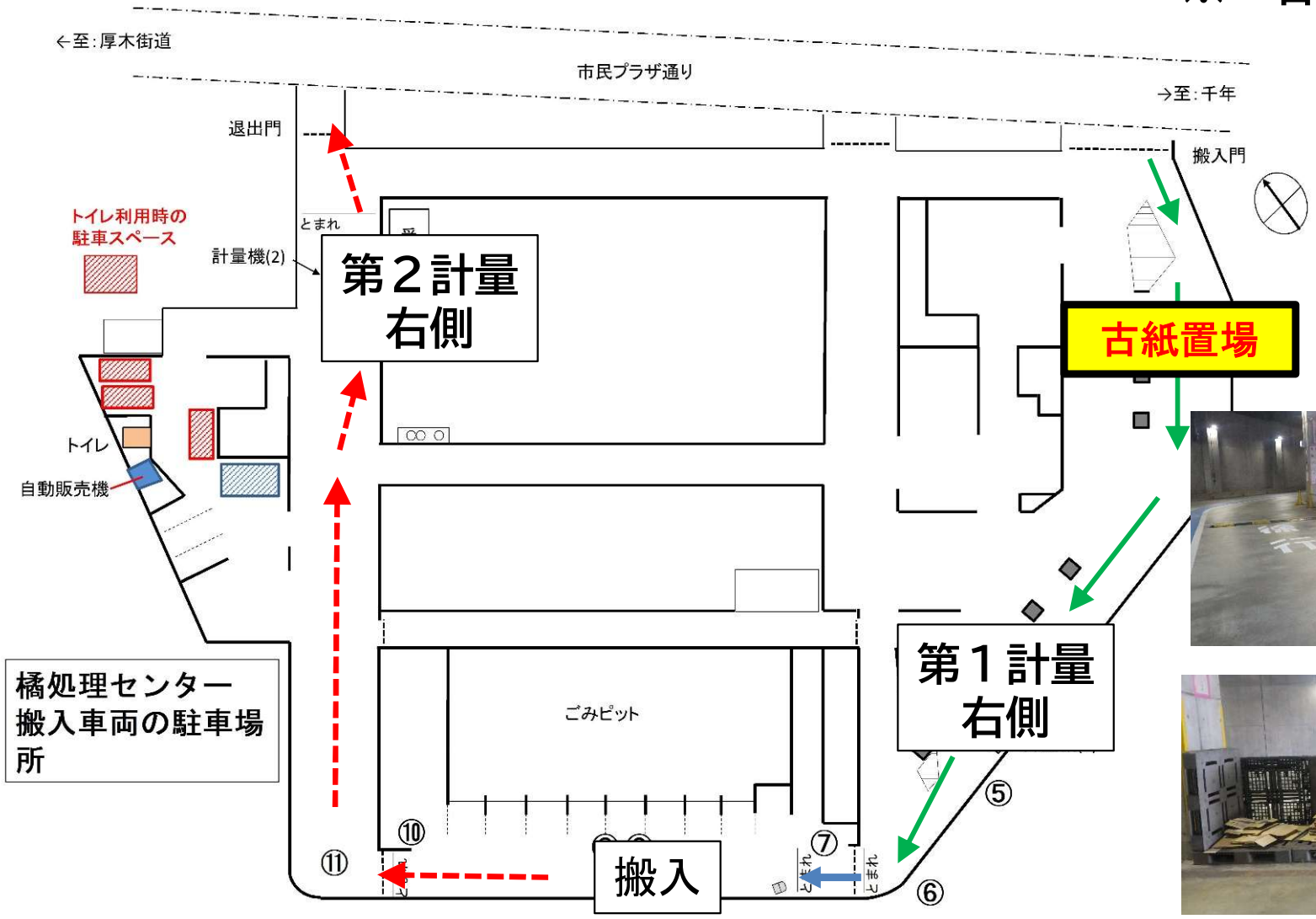
浮島２号線

２回目の計量を忘れずに
お願いします

橘処理センター

１度回り（２か所で計量）

搬入時 ——→
搬入後 - - - →
※　右側の計量機へ



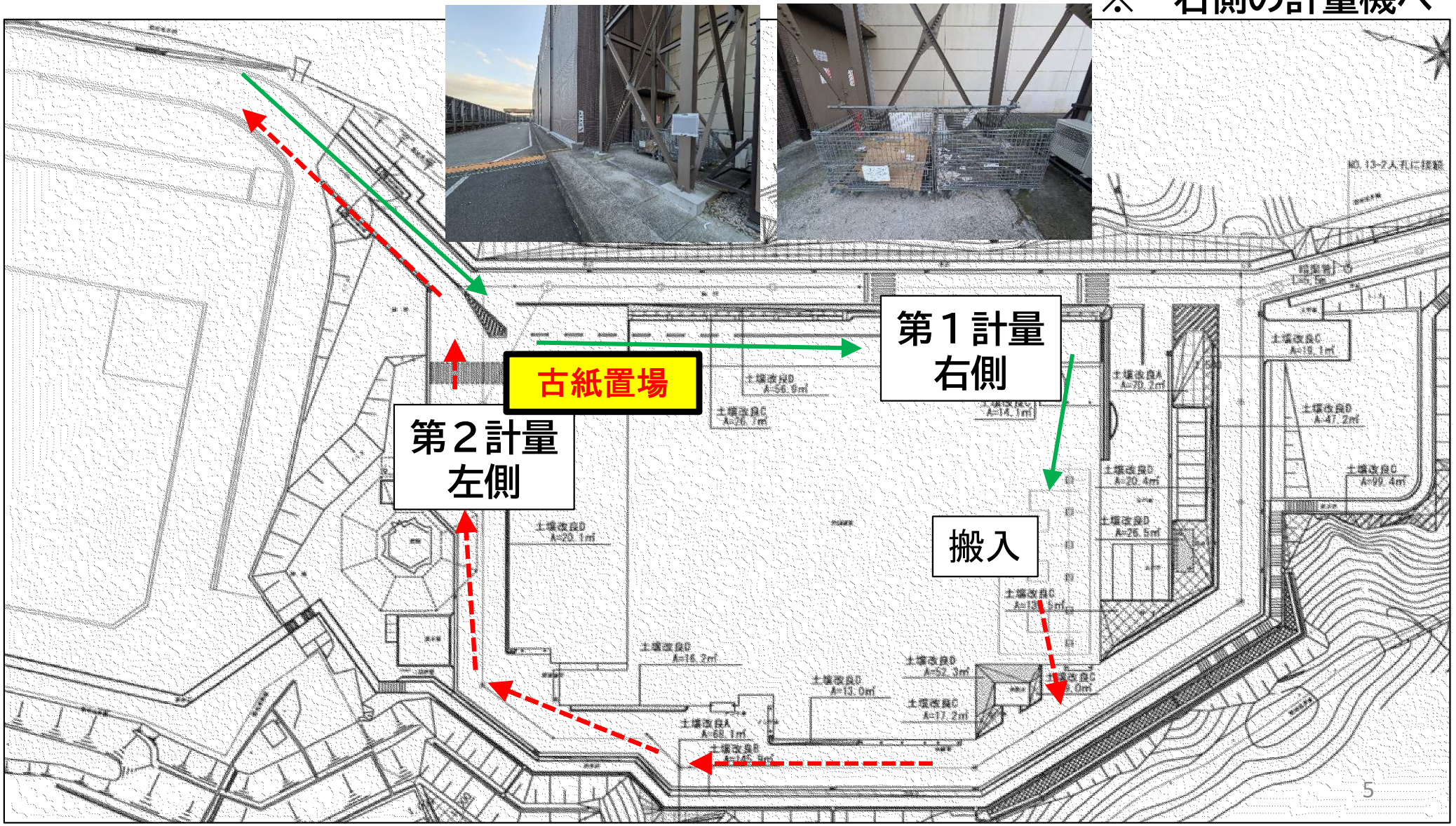




王禅寺処理センター

１度回り（２か所で計量）

搬入時 ——→
搬入後 - - - →
※　右側の計量機へ



年末年始の受入れについて

●年末の受入について

年末は１２月３１日（木）まで通常通り受入れを行います。

年末年始の受入れについて

●年始の受入について

１月１日（金）　受入なし

※１月２日（土）　浮島、王禅寺、橘

※１月３日（日）　浮島

１月４日（月）以降　３処理センターで受入

（※）受入れ時間は、８：００～１３：００

事業系一般廃棄物の受入基準等について

●関連法令等（抜粋）

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例
第２６条
２　前項の承認を受けた事業者が、事業系一般廃棄物又は一時多量ごみを指定処理施設へ搬入する場合は、市長の定める受入基準に従わなければならない。
○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則
第１２条
条例第２６条第２項に規定する受入基準は、次のとおりとする。
（１）本市の区域内で生じた廃棄物であること。
（２）指定処理施設において処理できる性状及び形状の廃棄物であること。
（３）指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物であること。

事業系一般廃棄物の受入基準等について

●関連法令等（抜粋）

○一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱
第１０条
規則第１２条第２号に規定する指定処理施設において処理できる性状及び形状は、別表１のとおりとする。
２　規則第１２条第３号に規定する指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物は、次のとおりとする。
⑴　有害性物質を含まないもの
⑵　危険性のないもの
⑶　爆発性のないもの
⑷　著しく悪臭を発しないもの
⑸　焼却可能なもの
⑹　不完全燃焼を起こすおそれがないもの
⑺　公害の発生するおそれのないもの
⑻　その他

事業系一般廃棄物の受入基準等について

別表１	指定処理施設において処理できる廃棄物の性状及び形状	
紙類	ａ　紙くず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
木・草類	ａ　木製品、木くず等	長さ５０cm、幅２０cm程度に切断してあるもの。
	ｂ　角材、丸太等	長さ５０cm、太さ１０cm程度に切断してあるもの。
	ｃ　おがくず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
	ｄ　枝葉類	長さ５０cm程度に切断し、小さく束ねてあるもの。
繊維類	ａ　繊維くず等	バラ状に切断し、小さく束ねてあるもの。
	ｂ　テープ状のもの	長さ１m程度に切断してあるもの。
厨芥類	ａ　食品残渣	できる限り水分・油分を除去してあるもの。 焼却可能な大きさであること。
その他	上記以外にあっては市の指示によること。	

事業系一般廃棄物の受入基準等について

○指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時	排出事業者の所在地（廃棄物の発生場所）	指定処理施設		
			浮島処理センター	橘処理センター	王禅寺処理センター
定期搬入	【月曜日から土曜日】 搬入時間 8:00～12:00 12:50～16:00	川崎区	○	○	×
		幸区	○	○	×
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
		麻生区	○	○	○
	【日曜日】 搬入時間 8:00～13:00	全　区	○	×	×

搬入不適物について

●廃プラスチック類



ビニールや
白色トレイは、
汚れていても
廃プラスチック類に
分類されることから
産業廃棄物に
なります。
そのため、
搬入できません。

搬入不適物について

●廃プラスチック類



ペットボトルも
ビニールと同様に
廃プラスチック類
に分類される
ことから、
産業廃棄物に
なります。
そのため、
搬入できません。

搬入不適物について

●医療系廃棄物



チューブや手袋は
廃プラスチック類
やゴムくずなどの
産業廃棄物に
なるため、
搬入できません。

【注意】
血液が付着した
紙くず等、感染の
恐れがあるものも
搬入できません。

搬入不適物について

●金属くず



空缶は
産業廃棄物の
金属くずに
分類されるため、
搬入できません。

搬入不適物について

●水銀使用製品廃棄物

蛍光灯・ボタン電池・水銀体温計・水銀式血圧計等の水銀使用製品は産業廃棄物に分類されることから搬入できません。







※処理センターの排ガスから基準を超える水銀が検出されると、焼却炉を停止しなければならなくなる恐れがあります。

絶対に搬入しないよう、御協力をお願いします。

搬入不適物について

●二次電池（リチウムイオン電池）

二次電池とは、充電して繰り返し使用できる電池のことです。
自転車用バッテリー・ドライブレコーダー・モバイルバッテリー等が代表的な製品になりますが、川崎市で収集は行っていません。
二次電池は強い衝撃や局所的な力を与えると容易に出火するため、ピット内で火災が生じる危険性があります。



※絶対に搬入しないよう、御協力をお願いします。

搬入不適物について

●コンクリートくず、がれき類



コンクリートくずやがれき類は産業廃棄物になるため、搬入できません。

内容審査について

●関連法令等（抜粋）

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則
第１２条の２
施設搬入をしようとする者は、市長が行う受入基準に係る審査に協力しなければならない。

○一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱
第１７条
規則第１２条の２の規定に基づき、市は施設搬入される廃棄物について、適宜その内容を審査することができるものとし、廃棄物を指定処理施設に搬入しようとする者は、その内容審査に協力しなければならない。
第１８条
市長は次の各号のいずれかに該当するときは、条例第２７条の規定に基づき、廃棄物の受入を拒否することができる。
⑴　事業者が前条に規定する内容審査に協力しないとき

不適物の搬入防止に
ご理解とご協力を
お願いします。



紙ごみ搬入抑制について

□現在の状況

・事業系焼却ごみに占める紙類の割合が4割と依然として高い。

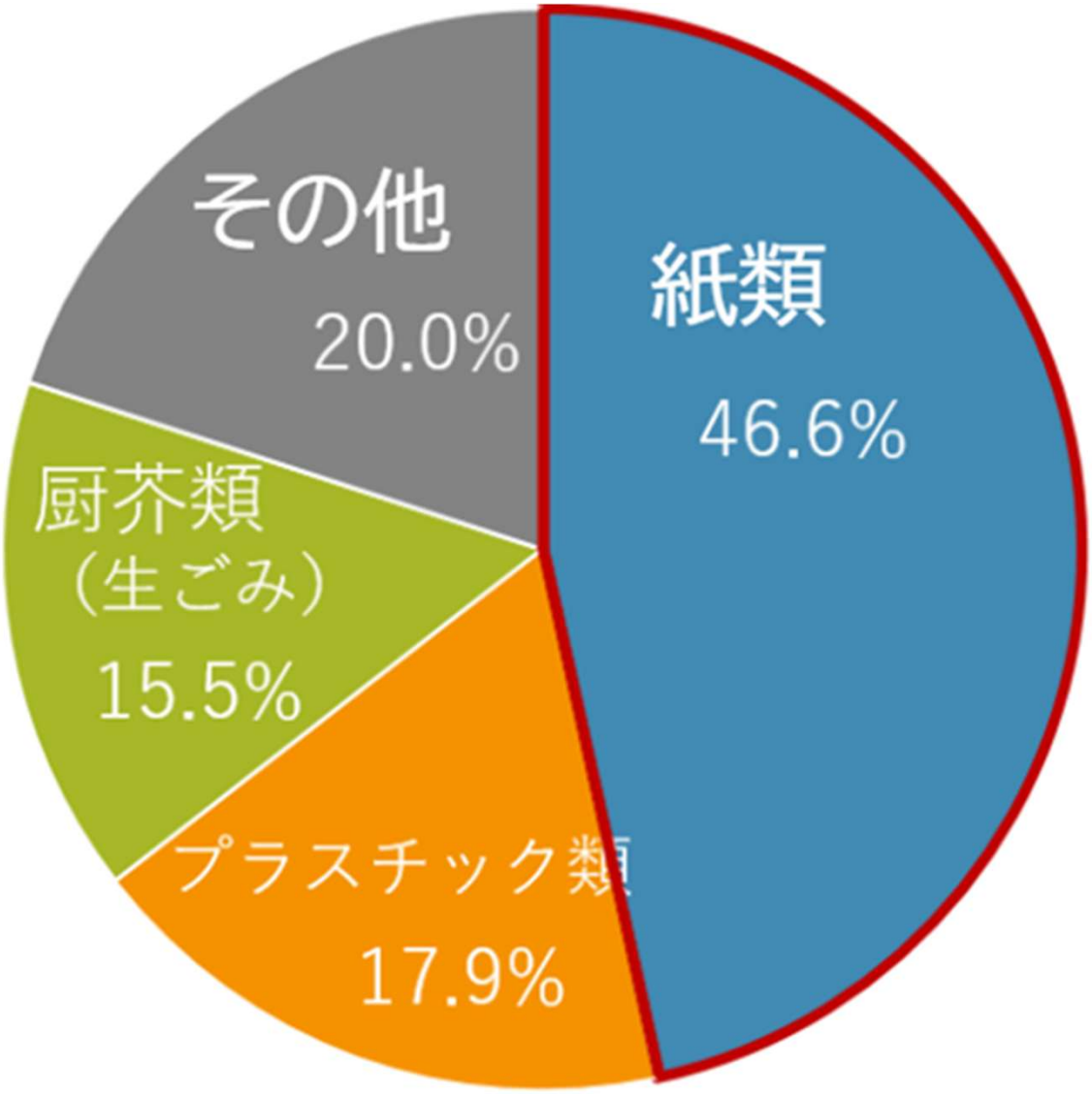
・他政令市では、リサイクル可能な紙類の搬入禁止が主流（政令市17/20市）

・令和８年４月に川崎市資源循環型社会形成推進計画の行動計画（R8～11年度）に当取組を盛り込んだ。

川崎市資源循環型社会形成推進計画URL
＜https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000181/181704/honnpen.pdf＞

紙ごみ搬入抑制について

焼却ごみの内訳(事業系廃棄物)(2024年度)







紙ごみ搬入抑制について

川崎市資源循環型社会形成推進計画（抜粋）

2　ごみ処理の現状（一般廃棄物）

≫ 詳しくはP89へ

（５）焼却ごみの組成（事業系ごみ）

・ごみ搬入手数料の改定や社会状況の変化、内容審査体制の強化などにより焼却量は減少傾向です。
一方、**産業廃棄物のプラスチック類は未だに約1.6万tが市の処理施設へ混入**しています。

表　事業系焼却ごみ中の組成の推移

焼却の内訳 ※1	2014	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2014-2024	増減率
紙類	5.4万t	4.1万t	3.7万t	3.4万t	3.5万t	3.7万t	4.2万t	▲1.3万t	▲23%
プラスチック類	2.8万t	2.0万t	1.5万t	1.4万t	1.3万t	1.4万t	1.6万t	▲1.3万t	▲44%
厨芥類	1.9万t	2.2万t	2.0万t	2.3万t	2.5万t	2.0万t	1.4万t	▲0.5万t	▲28%
その他 ※2	1.9万t	2.3万t	2.4万t	2.3万t	2.2万t	2.0万t	1.8万t	▲0.1万t	▲7%
焼却量	12.1万t	10.5万t	9.5万t	9.4万t	9.4万t	9.1万t	8.9万t	▲3.2万t	▲26%

※１ 事業系焼却ごみの組成（3か年移動加重平均）から焼却物を算定
※２ その他：紙おむつ、繊維類、草木類、金属類、ガラス類等
※３ 四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある

紙ごみ搬入抑制について

川崎市資源循環型社会形成推進計画（抜粋）

基本計画		行動計画
基本施策	施策	具体的事業
Ⅳ 安全・安心な処理体制の構築	Ⅳ(1) 災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立	38 災害発生時の分別方法等の周知
		39 **災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保** 重点
		40 有害廃棄物・処理困難物への取組
		41 廃棄物処理施設等の補修・整備
	Ⅳ(2) 持続可能な廃棄物処理施設整備の推進	42 安定的な処理体制の運営
		43 堤根処理センターの建替
		44 資源化処理施設等の整備
	Ⅳ(3) 効果的・効率的な処理体制の構築	45 計画の点検・評価等
		46 効果的な経済手法の研究
		47 民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討
		48 内容審査による不適物の搬入抑制
		49 リサイクル可能な事業系紙類の処理体制の見直し
		50 一般廃棄物収集運搬業許可の適正な運用
	Ⅳ(4) 環境に配慮した処理体制の構築	51 ごみ焼却灰（埋立灰）及び埋立処分場の適切な管理
		52 **収集・処理体制の脱炭素化の推進** 重点

紙ごみ搬入抑制について

川崎市資源循環型社会形成推進計画（抜粋）

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容（R8~11年度）
49	リサイクル可能な事業系紙類の処理体制の見直し	○事業系焼却ごみの中に含まれる紙類の割合は減少傾向にありますが、依然として全体の4割を占めているため、リサイクル可能な事業系紙類の処理センターへの搬入抑制に向けて取組むことで資源化を推進します。	●排出事業者に向けた事業系紙類のリサイクル方法等の普及広報の実施 ●本市資源化処理施設における事業系紙類の一部受入の検討 ●リサイクル可能な事業系紙類の処理センターへの搬入抑制に向けた取組（R10～11年度）

リサイクル可能な事業系紙類の処理センターへの
搬入抑制に向けた取組を行い、資源化を推進します。
（R10～R11）

紙ごみ搬入抑制について

紙ごみの搬入抑制に、今後とも引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。



洗車について（１）

　搬入車両の汚水の排出及び汚水排出後の汚れの洗い流しにつきましては、処理センターで対応が可能でございます。

　なお、処理センターごとに構造が異なることから、各処理センターにより対応方法が異なる場合がありますので、対応方法・対応時間の詳細につきましては、処理センターのピット前の作業員に御確認ください。

洗車について（２）

　汚水の排出や汚水排出後の汚れの洗い流しの作業を行う場合は、**立入禁止区域に入らないように作業を行っていただく**か、**立入禁止区域に入る場合は、墜落制止器具を着用していただき、安全最優先での作業**に御協力ください。

搬入（更新）申請について

更新申請は２年に１回（偶数年度）に必要です。

令和８年度は更新申請の年度です。

申請時期：令和８年１２月中旬から
令和９年１月中旬まで

※１２月初旬頃に別途郵送で案内をお送りします。詳細はそちらで御確認ください。

Logoフォーム（オンライン）申請について

URL：https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000012991.html



Logoフォーム（オンライン）申請について

事業系一般廃棄物搬入申請書（新規・変更・更新等）

入力フォーム

1 入力1　2 入力2

下記のフォームにご入力をお願いします。

Q1. 申請内容 必須

○ 新規　○ 変更　○ 更新

こちらは事業系一般廃棄物を川崎市のごみ焼却施設に搬入するための申請フォームです。
搬入許可を新たに希望する場合は**「新規」**を、
搬入車両や事業者情報など申請した内容に変更がある場合は**「変更」**を、
許可期間満了に伴う更新に係る申請の場合は**「更新」**を選択してください。
今回の手続きにより更新される許可期間は令和７年４月１日から令和８年３月３１日となります。

許可区分 必須

○ 収集運搬業許可業者　○ 自己搬入事業者（大口）　○ 自己搬入事業者（小口）

川崎市の一般廃棄物収集運搬許可を有している事業者は、**「収集運搬許可業者」** を、
事業系一般廃棄物を自己搬入する事業者のうち、見込まれる搬入量が平均２００ｋｇを超える場合は**「自己搬入事業者（大口）」** を、
２００ｋｇを超えない場合は**「自己搬入事業者（小口）」**を選択してください。

事業系一般廃棄物搬入申請書の提出【搬入希望事業者用】

【申請にあたっての確認事項】
・申請内容について、確認の御連絡を差し上げることがあります。
・搬入証やICカード等の準備が出来ましたら、処理センターから御連絡を差し上げます。申請から御連絡までの目安は、新規・変更の申請の場合
業者の、更新後の搬入証等交付目安は令和7年3月中になります。
【搬入にあたっての確認事項】

ご清聴いただき
ありがとう
ございました。

